

船橋市立医療センター建替工事設計委託公募型プロポーザル 実施要領

I. 公募型プロポーザル全般に関する事項

1. 業務の概要

(1) 業務の目的

本業務は、船橋市立医療センターの建替えに向け、これまで市において策定した「船橋市立医療センター建替基本構想」、「船橋市立医療センター建替基本計画」及び令和元年度に実施した「船橋市立医療センター建替基本設計発注準備業務委託」の成果を踏まえた基本設計・実施設計を行うものである。

(2) 業務名

船橋市立医療センター建替工事設計委託

(3) 業務内容

- 基本設計業務
- 実施設計業務（設計意図伝達に関する業務を除く）

詳細な業務内容は、特記仕様書（案）（別添6）による。

(4) 履行期間

契約締結の翌日から令和4年3月31日まで

(5) 発注者

船橋市 船橋市病院事業管理者 高原 善治

(6) 委託事業費概算

845,262,000 円（消費税及び地方消費税含む）

上記金額は委託費の概算額を示すもので契約予定額ではない。また、本プロポーザルに係る業務については、当該業務に関する令和2年度予算が成立しない場合は実施しない。このことに伴い参加申込者及び受託候補者に損害が生じた場合であっても、船橋市病院局はその損害を一切負担しない。

(7) 担当所属

〒273-8588 千葉県船橋市金杉1丁目21番1号（船橋市立医療センター）

船橋市病院局経営企画室 電話 047（438）3321（代表）

電子メール iryo-kikaku@city.funabashi.lg.jp

(8) 対象施設の概要

整備予定場所 : 千葉県船橋市高根町（土地区画整理事業予定地内）

敷地面積 約 45,000 m²

概算工事費 : 約 290 億円（消費税及び地方消費税を含む。）

予定規模等 : 延べ面積 約 50,000 m²、階数：未定

構造 未定

付属施設 立体駐車場、院内保育所、救急ステーション
詳細は、特記仕様書（案）（別添 6）による。

(9) 業務実施上の要件

- ① 参加申込書提出時点において、以下に掲げる要件を満たしている単体企業であること。
 - a) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
 - b) 船橋市における建築関係建設コンサルタントの登録があること。
 - c) 船橋市建設工事請負業者等指名停止措置要領による指名停止措置、船橋市建設工事等暴力団対策措置要綱による指名除外措置及び船橋市入札参加有資格者実態調査実施要領に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。
 - d) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
 - e) 手形交換所による取引停止処分を受けた者である場合、取引停止処分を受けてから 2 年以上経過している者、又は参加申込書提出時以前の 6 か月以内に不渡りの手形、小切手を出していない者であること。
 - f) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の適用を申請した者である場合、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされた者であること。
 - g) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用を申請した者である場合、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされた者であること。
- ② 平成 20 年 1 月 27 日以降に契約履行が完了した都道府県、市町村又は地方独立行政法人が設置する 250 床以上の病院（医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院をいう。以下「病院」という。）の新築又は改築（部分的な改築の場合は診療棟を含む病棟に限る）に係る基本設計業務又は基本設計・実施設計業務の業務実績（当該設計に係る施設が竣工していない場合は、令和 2 年 1 月 26 日までに工事契約が締結されている場合に限る。）を有すること。受注形態が設計共同企業体の場合は、企業体の代表者としての実績に限る。
- ③ 配置する管理技術者（※1）及び主たる分担業務分野の主任担当技術者（※2、※3）は、参加申込書提出時点において、以下に掲げる要件を満たしている者であること。
 - a) 管理技術者及び主たる分担業務分野の主任担当技術者は、それぞれ 1 名であること。
 - b) 管理技術者は、主任担当技術者を兼任しないこと。また、主任担当技術者は、他の分担業務分野の主任担当技術者を兼任しないこと。
 - c) 管理技術者は建築士法第 2 条第 2 項に規定する一級建築士（以下「一級建築士」という。）資格取得後 10 年以上の実務経験を有しており、建築士法第 22 条の 2

に定める期間内に同条に定める定期講習を受講していること。

- d) 管理技術者及び主たる分担業務分野の主任担当技術者は、参加申込書の提出者の組織と直接的かつ恒常的な雇用関係（3 か月以上とする）を有する者であること。

④ その他

- a) 主たる分担業務分野を一括して再委託しないこと。
- b) 船橋市における入札参加資格の登録を受けている者に業務の一部を再委託する場合、船橋市建設工事請負業者等指名停止措置要領第 8 条の規定により、その者が指名停止措置を受けている期間中ではないこと。
- c) 船橋市建設工事等暴力団対策措置要綱第 6 条の規定により、同 5 条に該当する者へ業務の一部を再委託しないこと。

※1 「管理技術者」とは、業務の管理及び統轄等を行う者をいう。

※2 「主任担当技術者」とは、管理技術者の下で各分担業務分野における担当技術者を総括する役割を担う者をいう。

※3 主たる分担業務分野の主任担当技術者の分類は下記表による。

分担業務分野分類	業務内容
総合	平成 31 年国土交通省告示第 98 号別添一第 1 項第一号及び第二号において示される「設計の種類」における「総合」
構造	同上「構造」
電気	同上「設備」のうち、「電気設備」に係るもの
機械	同上「設備」のうち、「給排水衛生設備」、「空調換気設備」及び「昇降機等」に係るもの

(10) その他

本業務の特記仕様書（案）、建築設計業務共通仕様書、建築設計業務委託契約書（案）は別添6、7及び8のとおりである。

2. 公募型プロポーザルに係るスケジュール

内容	日程（予定）
公募型プロポーザル実施の公表	令和2年1月27日(月)
参加申込書に係る質問の受付期間	令和2年1月27日(月)から 令和2年2月3日(月)午後5時まで
参加申込書に係る質問の回答	令和2年2月5日(水)
参加申込書提出期限	令和2年2月12日(水)午後5時まで
一次審査	令和2年2月中旬
一次審査結果通知 技術提案書提出要請	令和2年2月25日(火)
技術提案書に係る質問の受付期間	令和2年2月25日(火)から 令和2年3月3日(火)午後5時まで
技術提案書に係る質問の回答	令和2年3月6日(金)
技術提案書提出期限	令和2年3月23日(月)午後5時まで
プレゼンテーション及びヒアリング	令和2年3月30日(月)
二次審査	令和2年3月30日(月)
二次審査結果通知・結果の公表	令和2年3月下旬～4月上旬
契約の締結	令和2年4月中旬

上記スケジュールは予定であり、変更となる場合がある。

3. 審査

(1) 選定委員会

受託候補者の選定に係る審査は、船橋市立医療センター建替工事設計委託公募型プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）が行う。

(2) 選定委員会の委員

氏名	役職
中山 茂樹	千葉大学大学院 工学研究科 教授
寺田 俊昌	一般社団法人船橋市医師会 会長
齋 藤 康	千葉市病院事業管理者
烏谷 博英	松戸市立総合医療センター 病院長
山森 秀夫	社会福祉法人恩賜財団済生会 支部千葉県済生会 支部長
浅沼 智恵	国立研究開発法人 国立がん研究センター 東病院 看護部長
高原 善治	船橋市病院局長
丸山 尚嗣	船橋市立医療センター 院長
村田 真二	船橋市病院局 副病院局長

(3) 審査方法

審査は二段階方式で行う。

① 一次審査

提出された参加申込書の内容を評価し、技術提案書の提出者を選定する。

② 二次審査

一次審査にて選定した技術提案書の提出者を対象に、技術提案書提出の要請を行う。技術提案書の提出があった者を対象にプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、一次審査結果、技術提案書の内容、プレゼンテーション及びヒアリング実施結果を踏まえた総合的な評価を行い、受託候補者及び次点者を選定する。

4. 失格事由

以下の要件のいずれかに該当する場合は失格となる場合がある。

- ① 参加申込者が 1. (9) に示す業務実施上の要件を満たしていない場合
- ② 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ③ 本プロポーザルの審査の公平さに影響を与える行為があったと認められる場合
- ④ 本公表後から受託候補者が選定されるまでの間、選定委員会の委員に対して本プロポーザルに関する接触を求めた場合
- ⑤ 本公表後から受託候補者が選定されるまでの間、船橋市病院局の職員に対して本プロポーザルに関する接触を求めた場合（本プロポーザルの手続として必要な場合を除く）
- ⑥ 参加申込書及び技術提案書の提出期限、提出場所及び提出方法に適合しない場合
- ⑦ プレゼンテーション開始時間に遅れた場合

5. 質問の受付及び回答

本プロポーザルに関する質問を以下のとおり受け付ける。

① 受付期間

a) 参加申込書に係る質問

令和 2 年 1 月 27 日(月)から令和 2 年 2 月 3 日(月)午後 5 時まで

b) 技術提案書に係る質問

令和 2 年 2 月 25 日(火)から令和 2 年 3 月 3 日(火)午後 5 時まで

② 提出方法

質問書（別添 3 Word 形式）を 1. (7) の担当所属宛に電子メールで提出し、送信後に到達の電話確認をすること。

③ 回答

a) 参加申込書に係る質問の回答

船橋市立医療センター公式ホームページに掲載する。なお、回答は、本実施要

領と一体のものとして同等の効力を持つものとする。

b) 技術提案書に係る質問の回答

すべての選定された技術提案書の提出者宛に電子メールで回答する。なお、回答は、本実施要領と一体のものとして同等の効力を持つものとする。

6. 資料の提供

本プロポーザルに関する資料を以下の方法により提供する。

① 船橋市ホームページに掲載

- a) 新しい船橋市立医療センターの在り方に関する検討委員会報告書
- b) 船橋立医療センター建替基本構想
- c) 船橋立医療センター建替基本計画

② 『別添 5 資料の貸与について』の貸与条件を満たすものに貸与

- a) 船橋市立医療センター建替基本設計発注準備業務委託 成果概要
- b) 現医療センター平面図及び面積集計表

7. その他の留意事項

- ① 本手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- ② 提出書類の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、参加申込者の負担とする。
- ③ 参加申込者は、複数の申し込みを行うことができない。
- ④ 特定された受託候補者と契約交渉を行い、本業務委託契約を締結する。辞退その他の理由により特定された受託候補者との間に業務委託契約を締結できない場合は、次点となる技術提案書の提出者を契約交渉の相手方とする。契約交渉にあたっては、提案内容を全て仕様に反映するとは限らないことに留意すること。
- ⑤ 参加申込者が1者であっても、評価を行い、受託候補者として適当でないと認められる場合には、受託候補者を選定しないことがある。
- ⑥ 本プロポーザルにおいて提出された書類は、船橋市情報公開条例（平成14年船橋市条例7号）の規定により、第三者に開示することがある。
- ⑦ 参加申込書及び技術提案書に記載した配置予定の技術者は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、発注者の了解を得なければならない。

II. 参加申込書（一次審査）に関する事項

1. 参加申込書の様式

参加申込書の様式は、別添1（様式1から様式5）とする。

2. 参加申込書作成にあたっての留意事項等

(1) 業務実績調書（様式2）について

I. 1. (9). ②に示す要件を満たす参加申込者の業務実績を1件以上記載する。

① 業務名（発注者）

契約名称及び発注機関名を記載する。

② 契約方法

当該業務の契約方法について該当する項目を囲う。

③ 業務期間

当該業務の契約履行期間を記載する。

④ 病床数

当該施設の病床数（カッコ内は一般病床数）を記載する（部分的な改築の場合は改築した部分の病床数を記載する）。

⑤ 構造・延べ面積

当該施設の構造、延べ面積を記載する（部分的な改築の場合は改築した部分の内容を記載する）。

⑥ 受注形態

当該業務の受注形態について該当する項目を囲う。設計共同企業体の場合は、カッコ内に他の構成員を記載する。

⑦ 記載した業務については契約書（建築士法第22条の3の3第1項及び第2項に規定する契約又は変更（同条第3項を適用するものを含む。）をした業務（平成27年6月25日以降に契約したものに限る。）にあつては同条第1項及び第2項に規定した書面（同条第4項を準用するものを含む。）の写し及びPUBDIS業務カルテの写し（建築物の構造、延べ面積等が確認できる資料）を提出すること。

(2) 管理技術者及び主任担当技術者の経験及び能力

管理技術者（様式4）及び記載を求める主たる分担業務分野の主任担当技術者（様式5-1～4：主任担当技術者ごとに1枚作成）の経験及び能力について、以下の項目を記載する。

① 氏名

技術者の氏名を記載する。

② 生年月日

技術者の生年月日及び年齢（参加申込書の提出期限現在）を記載する。

③ 所属・役職

技術者の所属する部署、役職及び採用年月日を記載する。なお、恒常的な雇用関係が確認できる書類（健康保険被保険者証の写し等）を添付すること。

④ 保有資格等

- a) 技術者の保有する資格のうち、4.(1).①における「資格評価表」に記載された当該分野の資格を記入する。
- b) 関連資料として技術者の保有資格を証明する書類（資格者証の写し等）を添付すること。また、建築士法第22条の2に定める期間内に同条に定める定期講習を受講したことを証明する書類（定期講習修了証の写し等。なお、建築士法施行規則第17条の37第1項1 一級建築士定期講習の項イ（同条第2項及び第3項において準用する場合を含む。）に該当し、定期講習を受講していない場合は建築士試験の合格を証明する書類（合格証書の写し等）を添付すること。なお、管理技術者については一級建築士資格取得後10年以上の実務経験を証明する書類を提出すること（任意様式）。

⑤ 平成22年1月27日以降に開院した同種又は類似業務の実績

- 1) 「平成22年1月27日以降に開院した同種又は類似業務の実績」とは、以下のa)～c)全ての項目に該当する実績（発注者から直接委託された業務に限る。受注形態が設計共同企業体の場合は、企業体の代表者としての実績に限る。）をいう。
 - a) 平成22年1月27日以降に開院した病院の基本設計又は基本設計・実施設計業務実績。
 - b) 本業務において担当する分担業務分野での基本設計又は基本設計・実施設計業務実績（ただし、管理技術者又はこれと同等の立場としての業務実績を有する場合は、当該業務の分担業務分野についても業務実績を有することとして扱うことができる。）
 - c) 以下の条件を満たす施設の設計業務実績
 - 同種業務の実績における対象施設は、免震構造を採用した500床以上の病院の新築又は改築（部分的な改築の場合は診療棟を含む病棟に限る）に係る基本設計又は基本設計・実施設計業務とする。ただし、電気主任担当技術者及び機械主任担当技術者においては、免震構造の要件を不要とする。
 - 類似業務の実績における対象施設は、免震構造を採用した250床以上の病院の新築又は改築（部分的な改築の場合は診療棟を含む病棟に限る）に係る基本設計又は基本設計・実施設計業務とする。ただし、電気主任担当技術者及び機械主任担当技術者においては、免震構造の要件を不要とする。
- 2) 該当する業務実績について、同種業務、類似業務及び実績なしのうち、該当する項目を囲い、以下のa)～e)の項目を記載する。
 - a) 業務名

契約名称を記載する。

b) 発注者

発注機関名を記載する。

c) 受注形態

単体企業、設計共同企業体のうち該当する項目を囲う。設計共同企業体の場合は他の構成員をカッコ内に記載する。

d) 業務概要

対象施設の規模、構造、分担業務分野及び携わった立場（管理技術者、主任担当技術者、担当技術者又はこれらと同等の立場）を記載する。

e) 履行期間

当該業務の契約履行期間を記載する。

- 3) 記載する件数は2件までとし、同種業務の実績を優先するものとする。記載した業務については契約書（建築士法第22条の3の3第1項及び第2項に規定する契約又は変更（同条第3項を適用するものを含む。）をした業務（平成27年6月25日以降に契約したものに限る。）にあつては同条第1項及び第2項に規定した書面（同条第4項を準用するものを含む。））の写し及び携わった立場が確認できる資料（PUBDIS業務カルテ、技術者選任通知書等）を提出すること。

⑥ 過去の受賞歴

- 1) 「平成21年度以降の受賞歴」とは、管理技術者及び主任担当技術者（総合）が携わった病院の設計業務（発注者から直接委託された業務に限る。受注形態が設計共同企業体の場合は、企業体の代表者としての実績に限る。）のうち、以下に記載するいずれかの賞についての受賞歴をいう。

- 一般社団法人公共建築協会「公共建築賞、公共建築賞・特別賞、公共建築賞・優秀賞」
- 一般社団法人日本医療福祉建築協会「医療福祉建築賞」

- 2) 該当する受賞歴について、以下のa)～e)の項目を記載する。

a) 受賞した賞

受賞した賞名を記載する。

b) 受賞年度

受賞した年度を記載する。

c) 対象施設名称

受賞した対象施設の名称を記載する。

d) 業務概要

対象施設の規模、構造、分担業務分野及び携わった立場（管理技術者、主任担当技術者、担当技術者又はこれらと同等の立場）を記載する。

e) 受注形態

単体企業、設計共同企業体のうち該当する項目を囲う。設計共同企業体の場合は他の構成員をカッコ内に記載する。

- 3) 記載する件数は2件までとする。記載した業務については、受賞実績が確認できるもの（賞状の写し等）、携わった立場が確認できるもの、病床数が確認できるものを添付すること。

⑦ 手持ち業務の状況

令和2年1月27日現在における手持ちの設計業務について、以下のa)～f)の項目を記載する。

a) 業務名

契約名称を記載する。

b) 発注者

発注機関名を記載する。再委託を受けた業務の場合は契約相手方を記載し、カッコ内に事業主を記載する。

c) 受注形態

- d) 単体企業、設計共同企業体のうち該当する項目を囲う。設計共同企業体の場合は他の構成員をカッコ内に記載する。

e) 業務概要

対象施設の施設用途及び規模・構造を記載する。あわせて携わっている分担業務分野及び立場（管理技術者、主任担当技術者、担当技術者又はこれらに準ずる立場）を記載する。

f) 履行期間

当該業務の契約履行期間を記載する。

(3) その他

業務実績調書（様式2）に記載する参加申込者の業務実績、管理技術者及び主任担当技術者の経歴等（様式4、様式5-1～4）に記載する同種又は類似業務の業務実績、過去の受賞歴に記載する受賞実績については互いに重複してもよい。

3. 参加申込書の提出方法等

(1) 提出期限

令和2年2月12日（水）午後5時必着

(2) 提出場所

I.1.(7)に同じ

(3) 提出部数

様式は全て片面印刷とし、正副各1部をそれぞれファイルに綴じて提出するものとする。また、様式1から様式5についてはPDFデータを作成（契約書の写し等の添付書類は不要）し、CD-R又はDVD-Rにて1部提出すること。

(4) 提出方法

持参

(5) 参加を辞退する場合

参加申込書を提出した者で以降の参加を辞退する場合は、速やかに参加辞退届（別添4）を1部、持参にて提出すること。

4. 参加申込書評価基準（技術提案書の提出者を選定するための評価基準）

参加申込書の評価項目、判断基準、並びに配点・評価ウェイトは、以下のとおりである。

評価項目	評価の着目点				配点・評価ウェイト	
	判断基準				小計	
資格	専門分野の技術者資格	4.(1).①資格評価表に該当する資格を保有していない場合は加点しない。 各技術者について、保有資格が資格評価表の①～③のいずれかであるかにより評価点(1.0～0)を決定し、ウェイトを乗じる。	主任担当技術者	総合	10.0	25.0
				構造	5.0	
				電気	5.0	
				機械	5.0	
技術力	同種又は類似業務の実績	実績がない場合は加点しない。 各技術者の実績に(a)実績の有無による評価点(1.0～0)、(b)当該業務における立場による評価点(1.0～0.25)を決定し、ウェイトを乗じる。	管理技術者		20.0	50.0
			主任担当技術者	総合	15.0	
				構造	5.0	
				電気	5.0	
	平成21年度以降の受賞歴	受賞歴がない場合は加点しない。 各技術者の(a)受賞歴の有無による評価点(1.0～0)、(b)当該業務における立場による評価点(1.0～0.25)、(c)受賞実績施設の種別による評価点(1.0～0.25)を決定し、ウェイトを乗じる。	管理技術者		15.0	25.0
			主任担当技術者	総合	10.0	
合計点					100.0	

(1) 資格及び技術力の評価

① 専門分野の技術者資格

資格評価表

分担業務分野	評価する技術者資格	評価点
総合	① 一級建築士	1.00
	② 二級建築士	0.40
構造	① 構造設計一級建築士	1.00
	② 一級建築士	0.40
	③ 二級建築士	0.20
電気	① 設備設計一級建築士	1.00
	② 一級建築士、建築設備士、技術士 ※技術士は以下による。 総合技術監理部門－電気電子－電気設備 電気電子部門－電気設備	0.40
	③ 二級建築士、一級電気工事施工管理技士	0.20
機械	① 設備設計一級建築士	1.00
	② 一級建築士、建築設備士、技術士 ※技術士は以下による。 総合技術監理部門－衛生工学－建築物環境衛生管理 衛生工学部門－建築物環境衛生管理	0.40
	③ 二級建築士、一級管工事施工管理技士	0.20

※各分担業務分野において上記資格評価表の資格をいずれも保有していない場合は評価点を0とする。

② 同種又は類似業務の実績

- a) 管理技術者、総合・構造・電気・機械主任担当技術者の同種又は類似業務実績2件までを下記により評価する。
- b) 実績1件毎の評価は、(a)×(b)×0.5×ウェイトで算出した値(小数第2位まで(四捨五入))とする。2件ある場合は2件の算出値の合計値を評価点とする。

(a) 同種又は類似業務の評価表

同種又は類似業務の別	評価点
① 同種業務実績あり	1.00
② 類似業務実績あり	0.50
③ 実績なし	0

(b) 同種又は類似業務実績における立場

過去の実績での立場	今回業務の立場	
	管理技術者	主任担当技術者
① 管理技術者又はこれに準ずる立場	1.00	1.00
② 主任担当技術者又はこれに準ずる立場	0.50	1.00
③ 担当技術者	0.25	0.50

③ 受賞歴

- a) 提出された過去に携わった業務における受賞歴2件(1建物につき1件とする。)までを、以下に従い評価する。
- b) 実績1件毎の評価は、(a)×(b)×(c)×0.5×ウェイトで算出した値(小数第2位まで(四捨五入))とする。2件ある場合は2件の算出値の合計値を評価点とする。

(a) 受賞歴の有無

評価基準	評価点
① 受賞歴あり	1.00
② 受賞歴なし	0

(b) 受賞実績業務における立場

実績業務における立場	今回業務の立場	
	管理技術者	主任担当技術者
① 管理技術者	1.00	1.00
② 主任担当技術者	0.50	1.00
③ 担当技術者	0.25	0.50

(c) 受賞実績施設の種別

実績業務の種別	評価点
① 病院建築で500床以上	1.00
② 病院建築で250床以上500床未満	0.50
③ 病院建築で250床未満	0.25

5. 選定・非選定に関する事項

(1) 技術提案書の提出者の選定

- ① 参加申込書を提出した者のうち、合計点の高いものから順に5者を技術提案書の提出者として選定する。
- ② 同順位の者がいる場合は6者以上の者を技術提案書の提出者として選定することもある。

③ 参加申込書提出者が5者未満の場合でも二次審査は行う。

(2) 選定・非選定の通知

選定・非選定に関わらず、一次審査の結果は書面にて通知する。また、選定された者に技術提案書提出の要請を行う。

III. 技術提案書（二次審査）に関する事項

1. 技術提案を求めるテーマ

テーマ1

『船橋市立医療センターが担う役割及び機能を踏まえ、変化に対応できる将来を見越した施設計画の考え方について』

- 今後の医療を取巻く環境はどのように変化していくものと考えるか。
- 変化に対応していくために、どのような配慮が必要と考えるか。
- 将来の改修等に対して、構造や仕上げ等、どのようにフレキシビリティを確保していくべきと考えるか。
- 船橋市立医療センター建替基本計画に示す新病院の役割及び機能について、将来担う可能性のある役割・機能を含め、建築設計においてどのような点に配慮していくべきと考えるか。

テーマ2

『患者目線、スタッフ目線の病院づくりで重要なこと、それを具現化するための平面計画の考え方について』

- アメニティの充実や、患者・家族のプライバシーの確保等、利用者の視点に立った施設整備について、建築設計者としてどう考えるか。
- 今後さらに増加する高齢患者に対応する施設整備について、建築設計者としてどう考えるか。
- 高度・急性期医療を効率的に提供するための、医療従事者の視点に立った施設整備及び安全な環境の確保について、建築設計者としてどう考えるか。

テーマ3

『船橋市立医療センターが担う医療機能を踏まえたうえでのトータルライフサイクルコストの適正化への配慮と設計段階におけるコストコントロール手法について』

- 設計の各段階におけるコストコントロール手法に関する提案。
- 建設コスト調整に向けた具体的な手法（工法、建設資材の選定等）に関する提案。
- 効率的、効果的なエネルギーコスト・メンテナンスコストの縮減手法の提案。

2. 技術提案書の作成及び記載上の留意事項

(1) 基本事項

本プロポーザルは、設計業務における設計者の考え方や具体的な取組方法について

提案を求めるものであり、当該業務の具体的な内容や成果品の一部（図面、模型写真、透視図等）の作成や提出を求めるものではない。

具体的な設計作業は、契約後に技術提案書に記載された内容を反映しつつ、発注者が提示する資料に基づいて発注者と協議のうえ開始することとする。

(2) 技術提案書の作成要領

技術提案書の様式は、別添 2（様式 6、様式 7-1～3 A3 サイズ横書き）とする。なお、様式 7-1～3 について電子データで作成する場合の文字サイズは原則 10 ポイント以上とする。

(3) 技術提案書の作成及び記載上の留意事項

各評価テーマに対する取り組み方法を指定の様式 1 枚（3 テーマ計 3 枚）に具体的に記載すること。なお、記載にあたっては、以下の事項に留意すること。

- ① 提案は、文章での表現を原則とし、基本的考え方を簡潔に記述すること。
- ② 視覚的表現については、文章を補完するために必要な範囲において認めるが、具体的な建物の設計又はこれに類するものに基づいた表現をしてはならない。なお、表現の範囲については、『技術提案における視覚的表現の取扱いについて（平成 30 年 4 月 2 日付事務連絡、大臣官房官庁営繕部 整備課課長補佐、設備・環境課課長補佐）』による。
- ③ 技術提案書の提出者を特定することができる内容の記述（具体的な社名等）を記載してはならない。

3. 技術提案書の提出方法等

(1) 提出期限

令和 2 年 3 月 23 日（月）午後 5 時必着

(2) 提出場所

I. 1. (7)に同じ

(3) 提出部数

様式は全て片面印刷とし、A1 サイズ 1 部（A3 サイズで作成した技術提案書を A1 サイズに拡大したもの）、A3 サイズ 13 部を提出するものとする。なお A1 サイズ 1 部についてはスチレンボード貼り付け等、掲示に耐えられるものとする。また、PDF データを作成し、CD-R 又は DVD-R にて 1 部提出すること。

(4) 提出方法

持参

(5) 参加を辞退する場合

技術提案書の要請を受けた者で以降の参加を辞退する場合は、速やかに参加辞退届（別添 4）を 1 部、持参にて提出すること。

4. 技術提案書評価基準（受託候補者を選定するための評価基準）

選定委員会において、提出された技術提案書について、プレゼンテーション及びヒアリング結果を含め、的確性(与条件との整合が取れているか等)、独創性（工学的知見に基づく独創的な提案がされているか等）、実現性（提案内容が理論的に裏付けられており、説得力のある提案となっているか等）等の視点で評価を行い、一次審査結果を踏まえ総合的に評価する。

5. プレゼンテーション及びヒアリング

以下のとおりプレゼンテーション及びヒアリングを行う。

(1) 実施場所

船橋市立医療センター

(2) 実施日

令和2年3月30日（月）

(3) その他

- ① 出席者は5名以内とし、配置予定の管理技術者及び主任担当技術者（総合）は原則出席すること。
- ② プレゼンテーションでは、管理技術者又は主任担当技術者（総合）がテーマに対する技術提案の説明を行う。
- ③ プレゼンテーション及びヒアリング時の資料の追加提出及び提示は認めない。
- ④ ヒアリングの日時、会場及び留意事項等は、技術提案書提出の要請にあわせて通知する。

6. 特定・非特定に関する事項

(1) 特定・非特定の通知

参加辞退届を提出した者を除き、特定・非特定に関わらず、二次審査の結果は書面にて通知する。

(2) 結果の公表

医療センター公式ホームページに公表する。

IV. その他

- ① 本業務を受注した者は、本業務に係る工事の入札に参加し、又は当該工事を請負うことができない。
- ② 提出された参加申込書及び技術提案書が以下のいずれかに該当する場合は、その参加申込書及び技術提案書を無効とする。
 - a) 参加申込書、技術提案書の全部又は一部が提出されていない場合
 - b) 参加申込書、技術提案書と無関係な書類である場合
 - c) 実施要領に指示された項目を満たしていない場合

- ③ 参加申込書及び技術提案書の取扱い
- a) 本プロポーザルにおいて発注者より公表、配布された資料は、発注者の了解なく公表、他の目的に使用してはならない。
 - b) 提出された参加申込書及び技術提案書は、発注者の了解なく公表、他の目的に使用してはならない。
 - c) 提出された参加申込書は返却しない。なお、提出された参加申込書は、技術提案書の提出者の選定以外に提出者に無断で使用しない。
 - d) 提出された技術提案書は返却しない。なお、提出された技術提案書は、技術提案書の選定以外に提出者に無断で使用しない。また、選定された技術提案書を公開する場合には、事前に提出者の同意を得るものとする。
 - e) 提出期限以降における参加申込書、技術提案書及び資料の差し替え及び再提出は認めない。
 - f) 選定された技術提案書の内容については、発注者との協議により当該業務の特記仕様書に反映することがある。
 - g) 受託候補者の特定後に、提案内容を適切に反映した特記仕様書の作成のために、業務の具体的な実施方針について提案を求めることがある。
 - h) 発注者が必要とする場合、補足のために資料提出を求めることがある。
- ④ 土地区画整理事業の進捗によっては、本プロポーザルの中止及び内容の変更を行うことがある。このことに伴い、参加申込者及び受託候補者に損害が生じた場合にあっても、船橋市病院局はその損害を一切負担しない。
- ⑤ 予定敷地に関する資料については技術提案書提出要請の際に提示する予定である。